

- 項目ごとの評価に加え、各年度の項目ごとの評価を総括した「年度評価」と、その「年度評価」をさらに総括した「総合評価」及び「最終評価」を実施する
- 総合評価結果が最低評価であった事業者から、次期指定管理者の公募に再度応募があった場合には、選定の審査の際に減点措置を講じる

指定期間				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1. 評価項目の評価 2. 年度評価	1. 評価項目の評価 2. 年度評価	1. 評価項目の評価 2. 年度評価	1. 評価項目の評価 2. 年度評価 3. R6～9の総合評価	1. 評価項目の評価 2. 年度評価 3. R6～10の最終評価

1. 評価項目の評価

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき評価票の評価基準について、下表のとおり4段階(S・A・B・C)で評価する

評価		基準
S	優良	計画を上回る実施状況が認められる
A	良好	計画どおりの実施状況が認められる
B	ほぼ良好	一部、計画どおりの実施状況が認められない箇所があるが、取組全体としては概ね計画どおりの実施状況が認められる
C	要改善	計画どおりの実施状況が認められない

2. 年度評価

1.の項目ごとの評価に基づき、下表のとおり4段階(S・A・B・C)で年度評価を行う

評価	基準
S	項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない
A	項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない
B	S・A・C以外
C	項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

3. 総合評価(R9年度実施)・最終評価(R10年度実施)

指定期間最終年度の前年度(R9年度)にそれまでの年度評価を総括した総合評価を、指定期間最終年度(R10年度)に指定期間全体を総括した最終評価を、下表のとおり4段階(I・II・III・IV)で行う。

評価	基準
I	評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上でB・Cがない
II	評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満でCがない
III	I・II・III以外
IV	評価対象となる年度のうちCが5割以上 ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く